

外貨定期預金規定（通帳式）

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日におけるこの預金と同一通貨建の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、満期日前の解約により当行に損害が発生した場合には、別途、損害金をいただくことがあります。

(3) この預金の付利単位は、この預け入れ通貨の1通貨単位（米ドルの場合は1米ドル）とします。

3.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により、記名押印または署名して、この通帳とともにお取引店に提出してください。

(3) 前項の解約の手續きに加え、当該預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

4.（預金の満期日以後の取り扱い）

この預金の満期日に解約または書替継続の申し出がない場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨建の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

5.（外国為替相場等）

(1) この預金の預入れまたは払戻しを他の通貨（円を含む）を対価として行う場合は、当行所定の外国為替相場により換算します。

(2) 外国為替市場が閉鎖されているときは、当行の営業日であってもこの預金の預入れ、または払戻しはできません。

6.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面その他の当行所定の方法によってお取引店に届け出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届け出前に生じた損害につい

ては、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (3) この通帳を失った場合の再発行もしくは元利金の支払い、または印章を失った場合の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 本条は個人のお客さまの預金取引について適用されます。
- (2) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこ

れにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(4) 前2項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(5) 第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(7) 当行が第3項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(8) 当行が第3項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (証券類の受け入れ)

この預金には、証券類の受け入れはいたしません。

11. (手数料)

この預金の預入れ、書替、解約等の際し、当行所定の取扱手数料をいただく場合があります。

12. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (暴力団等の反社会的勢力の排除)

(1) この預金口座は、預金口座の名義人（以下「預金口座名義人」という）ならびに預金口座名義人が所属する団体・会社・その子会社等（以下「所属団体」という）および所属団体の役員等が本条第2項各号および第3項各号に該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号および第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(2) 当行との取引に際し、預金口座名義人は、預金口座名義人ならびに所属団体および所属団体の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) 預金口座名義人は、預金口座名義人ならびに所属団体および所属団体の役員等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(4) 以下の事由のいずれかに該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止できるものとします。

- ①本条第2項各号のいずれかに該当したことが判明したとき。
- ②本条第3項各号のいずれかに該当する行為を行いあるいは判明したとき。
- ③本条第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

- (5) 本規定に基づく取引にかかる契約その他当行との間の一切の契約は、本条第4項各号のいずれかの事由に該当し、当行が解約を申出たときに解約されるものとなります。
- (6) 通知により当行が解約を申出する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所あてに発信したときに解約されるものとなります。
- (7) 解約時に預金口座に残高がある場合、通帳および届出の印章を持参のうえ、当行に申出るものとなります。この場合、必要な書類等の提出を求めることがあります。
- (8) 解約後の預金口座の残高に対しては、利息や遅延損害金は付されないものとなります。

なお、取引の停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

14.（自動継続）

この預金を自動継続とする場合は、第1条から第4条は以下の条項にしたがいます。

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に利息を元金に組み入れて前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。
継続された預金についても同様とします。ただし、自動継続の満期日が、当行の休業日にあたる場合はその翌営業日を満期日とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは、その満期日）の2営業日前までにその旨をお取引店に申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 利息については以下の条項に従います。
 - ①この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数、通帳記載の利率（継続後の預金については本条（2）の利率）、および当行所定の付利単位によって計算します。
 - ②継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、継続を停止した場合における満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨建の外貨普通預金の利率によって計算します。
 - ③お客様の申し出により当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続をした場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日におけるこの預金と同一通貨建の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、満期日前の解約により当行に損害が発生した場合には、別途、損害金をいただくことがあります。

15. (為替予約)

この預金の満期日の解約に適用する為替相場を確定するための為替予約は、自動継続停止の申し出の後、満期日の2営業日前までに税引後の元利金額に対してのみ締結することができます。

為替予約の取扱いについては、別に定める為替予約約定書(外貨定期預金用)の各条項によります。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して、預金通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担します。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の

定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (準拠法令、合意管轄)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店またはお取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

18. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)